

ふるさと納税制度の見直し論について

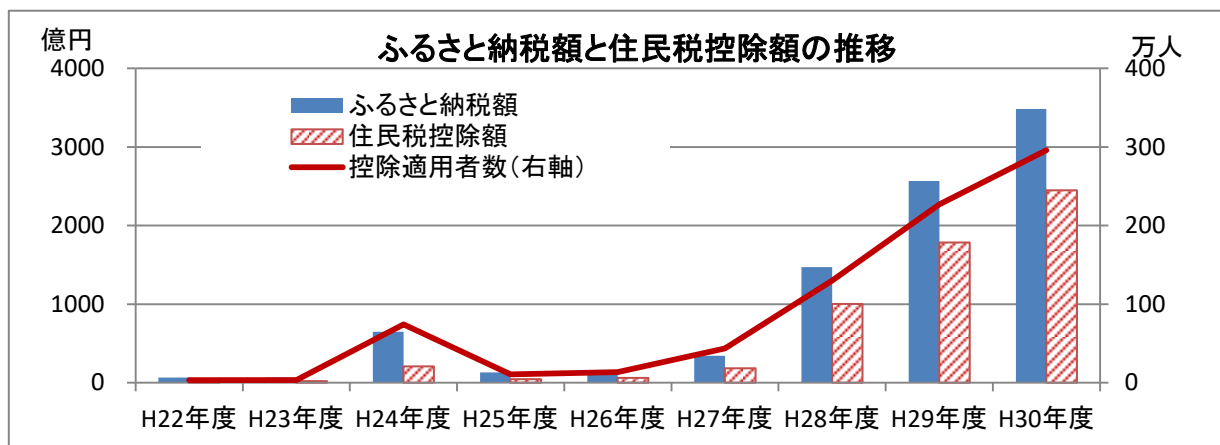
広く浸透してきた感のある「ふるさと納税」ですが、所管する総務省は法規制を見据えた制度の見直しの可能性について言及し始めました。それに関して、各自治体と総務省は激しく対立しており、今後の展開に注目が集まっています。ふるさと納税の現状と今後を CBCA NEWS で考えてみます。

1. 「ふるさと納税」の現状

ふるさと納税とは、CBCA NEWS Vol.34（2016年9月号）でも紹介しましたが、端的に言えば、納税者が住民税を納める自治体を自由に選ぶことが出来る制度です。ふるさと納税する金額について、住民税額の約2割までは税控除が受けられます。

ふるさと納税は法制度上「他の自治体への寄附」として位置付けられます。すると、ふるさと納税してくれた人に、寄附のお礼（返礼品）を贈る自治体が現れました。返礼品はコメや肉や海の幸といったその地域の農水産物が主流ですが、法令上は特に規制はありません。返礼品の集金効果は大きく、人口減少による税収減に悩む地方の多くの自治体が、ふるさと納税を新たな財源として認識するようになりました。そして、魅力的な返礼品を品揃えする自治体が増えると、返礼品の魅力とその金銭的価値がますます注目されるようになりました。今ではふるさと納税は実質的な節税効果のある制度として広く納税者に認知され、返礼品目当てのふるさと納税があたりまえになっています。

ふるさと納税は、平成24年度の特殊事情（東日本大震災被災地に対する寄附の増加）を除けば、この3年程で急拡大しています。



地域別では、東京都など大都市から、地方とくにブランド牛やカニなど人気の返礼品を揃える九州や北海道などへお金が流れています。

住民税控除額上位

平成30年度課税 (億円)

都道府県	住民税控除額
東京都	646
神奈川県	257
大阪府	212
愛知県	180
千葉県	133
埼玉県	131
兵庫県	130

ふるさと納税受入額上位

平成29年度 (億円)

都道府県	受入額
北海道	365
佐賀県	315
宮崎県	249
山形県	226
大阪府	201
静岡県	186
鹿児島県	182

2. 「ふるさと納税」の問題点

返礼品によるふるさと納税の獲得競争がいきすぎだと判断する総務省は、過去幾度も自治体を牽制しています。今年4月の総務大臣通知では、「返礼割合は3割以内にする」とや「返礼品はその区域内の生産物等に限ること」を求めています。しかし、こうした通知には強制力がなく、反駁して改めようとならない自治体も少なくありません。一方、住民税が流出する側の東京都の各区長などからは、この状況が続けば十分な行政サービスを提供できなくなる可能性について言及し始めており、ふるさと納税制度に反対する姿勢を強めています。

では、ふるさと納税を受入れた自治体は、現状返礼品にどれだけの費用をかけているのでしょうか。

総務省の調査では、受入額に占める返礼品の調達費用は38.5%となります。総務省の掲げる3割を超える返礼割合となっています。また気に掛かるのは、返礼品の調達以外の費用が17.0%も掛かっていることです。合計で55.5%が費用と消え、自治体の財源として残るのは受入額の44.5%に過ぎません。返礼品を受け取らない納税者からすると、ずいぶん無駄が多い制度に感じられます。それでもふるさと納税は自治体にとって魅力的な財源です。獲得競争が過熱するのはやむを得ないでしょう。そして、もし競争に加わらなければ、地方であっても逆に税金が流出してしまうかもしれません。

ふるさと納税の募集や受入等に伴う 経費の受入額に占める割合 (平成29年度:全団体合計)

返礼品の調達に係る費用	38.5%
返礼品の調達以外に係る費用	17.0%
返礼品の送付に係る費用	6.6%
広報に係る費用	1.5%
決済等に係る費用	2.1%
事務に係る費用、その他	6.8%
費用合計	55.5%

3. 「ふるさと納税」の今後

総務省は、返礼品問題の改善を目的に、法規制による制度の見直しを行う姿勢を強めています。では、法規制により「返礼割合は3割以内にする」とや「返礼品はその区域内の生産物等に限ること」が守られたなら、事は解決するのでしょうか。

筆者は、総務省の上記対応策はその場しのぎに過ぎず、いずれ抜本的な制度の見直し（縮小もしくは廃止）を迫られるのではないかと予想します。

ふるさと納税は、返礼品という形で還付される実質的な節税制度として納税者に広く認知されています。返礼割合を3割に留めたとしても、返礼品を受け取るメリットの大きさから、今後も規模の拡大を続けるでしょう。自治体間の争奪競争は収まるはずもありません。そして、「その区域内の生産物等」として魅力的な返礼品を用意できる自治体ばかりにお金が集まることに対して、他の自治体や返礼品を受け取らない納税者からの批判がさらに強まることは避けられないでしょう。

ふるさと納税を運営する自治体の事務費用増なども考え合わせると、合理的で持続可能な制度とは到底言えないのではと考えます。

※ 資料中のグラフおよび表の出典：総務省「ふるさと納税ポータルサイト」より

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先